

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
○ 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 一七
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 一七
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 一八
- 福島県資源管理方針を変更した件 一八
- 特定水産資源について知事管理漁獲可能量を定めた件 一八
- 県営土地改良事業計画を定めた件二件 一八
- 土地改良法により換地処分をした件二件 一八
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件二件 一八
- 特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件二件 一八
- 特定都市河川流域及び特定都市河川流域における基準降雨を定めた件 一八
- 道路の区域を変更する件二件 一八
- 道路の供用を開始する件 一八
- 土地改良事業の工事の完了について届出があった件 一八

## 告 示

### 福島県告示第二百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年三月二十六日から同年七月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市経済環境部商工課

に備え置いて縦覧に供する。  
令和六年三月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
メガステージ須賀川 Bエリア 福島県須賀川市広表三番一号ほか六十一番
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名（小売業を行う者の名称の変更 二件、小売業を行う者の住所の変更 四件、小売業を行う者の代表者の変更 六件）
- 三 届出年月日  
令和六年三月十三日
- 四 届出をした者  
株式会社アクティブワン

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第二百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年三月二十六日から同年七月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市経済環境部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
令和六年三月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
メガステージ須賀川 Bエリア 福島県須賀川市広表三番一号ほか六十一番
- 二 変更しようとする事項  
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
（変更前）別紙書面のとおり  
（変更後）別紙書面のとおり
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
駐車場④（変更前）午前八時三十分から午後九時三十分  
（変更後）午前六時三十分から午後九時三十分
- 3 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
（変更前）別紙書面のとおり  
（変更後）別紙書面のとおり
- 四 変更しようとする年月日  
令和六年三月十四日  
届出年月日  
令和六年三月十三日

五 届出をした者

株式会社アクティブワン

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年三月二十六日から同年四月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年三月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
 マルトSC城東店 福島県いわき市平字城東一丁目七番三ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十四条第九項の規定により、福島県資源管理方針を令和六年三月二十六日変更した。

この方針に係る関係書類は、福島県農林水産部生産流通総室水産課及び福島県水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年三月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

(水産課)

福島県告示第二百十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定により、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和六管理年度(令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで)における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和六年三月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 くろまぐろ(小型魚)
  - 1 上半期(令和六年四月一日から同年九月三十日まで)
  - (1) 知事管理区分 福島県くろまぐろ(小型魚) 漁業(上半期)
  - (2) 配分する数量 五・八トン
- 2 下半期(令和六年十月一日から令和七年三月三十一日まで)

(1) 知事管理区分 福島県くろまぐろ(小型魚) 漁業(下半期)

(2) 配分する数量 五・九トン

二 くろまぐろ(大型魚)

1 知事管理区分 福島県くろまぐろ(大型魚) 漁業

2 配分する数量 一・〇トン

(水産課)

福島県告示第二百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の四第一項の規定により、川屋池地区に係る県営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業(地震・豪雨対策型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
 令和六年三月二十七日から  
 同 年四月十五日まで (二十日間)

(二十日間)

三 縦覧の場所  
 須賀川市役所

(農村計画課)

福島県告示第二百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の四第一項の規定により、大久保池地区に係る県営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業(地震・豪雨対策型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年三月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
 令和六年三月二十七日から  
 同 年四月十五日まで (二十日間)

(二十日間)

三 縦覧の場所  
 郡山市役所

(農村計画課)

福島県告示第二百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和六年三月十四日真野地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。  
令和六年三月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄  
（農村基盤整備課）

福島県告示第二百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和六年三月十四日原町東地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。  
令和六年三月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄  
（農村基盤整備課）

福島県告示第二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和六年三月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 解除予定保安林の所在場所  
東白川郡塙町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。）  
（森林保全課）

福島県告示第二百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和六年三月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 解除予定保安林の所在場所  
東白川郡塙町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。）  
（森林保全課）

福島県告示第二百十九号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第二条第四項の規定により、特定都市河川及び当該特定都市河川に係る特定都市河川流域を次のとおり指定する。  
令和六年三月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 特定都市河川

河川名	区 間	
	上 流 端	下 流 端
逢瀬川	左岸 郡山市逢瀬町多田野字堰場九番二地先 右岸 郡山市逢瀬町多田野字黒岩原三番三地先	阿武隈川への合流点
馬場川	左岸 郡山市片平町字中屋敷向七〇番地先 右岸 郡山市片平町字中屋敷向六九番地先	逢瀬川への合流点
大久保川	左岸 郡山市逢瀬町多田野字大将旗九番一地先 右岸 郡山市逢瀬町多田野字大将旗八番一地先	逢瀬川への合流点

二 特定都市河川流域  
郡山市の区域のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた区域

三 指定年月日  
令和六年七月一日

（「次の図面」は、省略し、福島県土木部企画技術総室土木企画課及び福島県中建設事務所に備え置いて、縦覧に供する。）  
（土木企画課）

福島県告示第二百二十号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第四項の規定により、特定都市河川及び当該特定都市河川に係る特定都市河川流域を次のとおり指定する。  
令和六年三月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 特定都市河川

河川名	区 間	
	上 流 端	下 流 端
谷田川	左岸 郡山市田村町田母神字古作三番地先 右岸 郡山市田村町田母神字古作五九番三地先	大滝根川への合流点
黒石川	左岸 郡山市中田町柳橋字前ノ内四九〇番一二地先 右岸 郡山市中田町柳橋字前ノ内三五三番地先	谷田川への合流点

二 特定都市河川流域

郡山市、須賀川市及び平田村の区域のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた区域

三 指定年月日

令和六年七月一日

(一次の図面一は、省略し、福島県土木部企画技術総室土木企画課及び福島県中建設事務所にて備え置いて、縦覧に供する。)

(土木企画課)

福島県告示第二百二十一号

特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成十六年政令第六十八号)第九条第二項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件(令和六年福島県告示第二百二十号)で指定した特定都市河川流域及び特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件(令和六年国土交通省告示第二百二十五号)で指定のあった特定都市河川流域における基準降雨を次のとおり定める。

令和六年三月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

## 特定都市河川流域における基準降雨

降雨波形：中央集中型		24時間総雨量		： 169.06mm							
生起確率：10年に1度		最大降雨強度(1時間)		： 52.84mm/h							
		最大降雨強度(10分間)		： 112.93mm/h							
時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
0	0-10	2.17	6	0-10	3.70	12	0-10	63.58	18	0-10	3.58
	10-20	2.19		10-20	3.78		10-20	36.83		10-20	3.51
	20-30	2.22		20-30	3.87		20-30	26.60		20-30	3.44
	30-40	2.24		30-40	3.96		30-40	21.08		30-40	3.37
	40-50	2.26		40-50	4.06		40-50	17.59		40-50	3.31
	50-60	2.29		50-60	4.16		50-60	15.17		50-60	3.25
1	0-10	2.32	7	0-10	4.27	13	0-10	13.39	19	0-10	3.19
	10-20	2.34		10-20	4.39		10-20	12.02		10-20	3.14
	20-30	2.37		20-30	4.51		20-30	10.93		20-30	3.08
	30-40	2.40		30-40	4.64		30-40	10.04		30-40	3.03
	40-50	2.43		40-50	4.78		40-50	9.30		40-50	2.98
	50-60	2.46		50-60	4.93		50-60	8.68		50-60	2.93
2	0-10	2.49	8	0-10	5.10	14	0-10	8.14	20	0-10	2.89
	10-20	2.52		10-20	5.27		10-20	7.67		10-20	2.84
	20-30	2.56		20-30	5.47		20-30	7.26		20-30	2.80
	30-40	2.59		30-40	5.67		30-40	6.90		30-40	2.76
	40-50	2.63		40-50	5.90		40-50	6.58		40-50	2.72
	50-60	2.66		50-60	6.15		50-60	6.29		50-60	2.68
3	0-10	2.70	9	0-10	6.43	15	0-10	6.02	21	0-10	2.65
	10-20	2.74		10-20	6.73		10-20	5.79		10-20	2.61
	20-30	2.78		20-30	7.08		20-30	5.57		20-30	2.57
	30-40	2.82		30-40	7.46		30-40	5.37		30-40	2.54
	40-50	2.87		40-50	7.90		40-50	5.18		40-50	2.51
	50-60	2.91		50-60	8.40		50-60	5.01		50-60	2.48
4	0-10	2.96	10	0-10	8.98	16	0-10	4.86	22	0-10	2.45
	10-20	3.01		10-20	9.66		10-20	4.71		10-20	2.42
	20-30	3.06		20-30	10.47		20-30	4.57		20-30	2.39
	30-40	3.11		30-40	11.45		30-40	4.45		30-40	2.36
	40-50	3.16		40-50	12.67		40-50	4.33		40-50	2.33
	50-60	3.22		50-60	14.22		50-60	4.21		50-60	2.30
5	0-10	3.28	11	0-10	16.28	17	0-10	4.11	23	0-10	2.28
	10-20	3.34		10-20	19.16		10-20	4.01		10-20	2.25
	20-30	3.41		20-30	23.49		20-30	3.91		20-30	2.23
	30-40	3.48		30-40	30.81		30-40	3.83		30-40	2.20
	40-50	3.55		40-50	46.26		40-50	3.74		40-50	2.18
	50-60	3.62		50-60	112.93		50-60	3.66		50-60	2.16

福島県告示第二百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和六年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和六年三月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

（土木企画課）

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道須賀川矢吹線	西白河郡矢吹町天開四 六四番地先から 同 郡同 町天開五 七〇番一地先まで	変更前 変更後	九・五〇 二〇・〇	四二〇・〇
			九・五〇 二〇・〇	四二〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和六年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和六年三月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道広野小高線	双葉郡楡葉町大字井出 字小田前一二七番一地 先から 同 郡同 町大字下繁 岡字南代四七番四地先 まで 双葉郡楡葉町大字山田	変更前 変更後	五・〇〇 三九・〇	一、七〇七・三
			五・〇〇 三九・〇	四、七七〇・〇

福島県告示第二百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和六年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和六年三月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道須賀川矢吹線	西白河郡矢吹町天開四六四番地先 から 同 郡同 町天開五七〇番一地 先まで	令和六年三月二十七日

（道路計画課）

公 告

公告第五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次の者から土地改良事業に伴う工事が完了した旨届出があった。  
令和六年三月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

区	東根堰土地改良	羽山下	耕地災害復旧事業（令和四年三月二十六日発 生地震災害）	令和四年七月二八日	令和五年五月三二日
	行った者の名称	地区名	土地改良事業の種類	施行認可の年月日	工事完了年月日

(農村計画課)